

# 石川県強靱化計画の概要

## 1 計画策定の前提

- ・ 計画期間、対象災害、計画の構成、基本目標・事前に備えるべき目標など計画の基本となる部分は国土強靱化基本計画に準ずる。

## 2 計画の位置づけ

- ・ 本県の強靱化（事前防災）に関する取組みの方向性を示す指針

## 3 計画期間

- ・ 平成 28 年度～平成 32 年度までの 5 年間

## 4 基本目標・事前に備えるべき目標

### <基本目標>

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 県の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- III 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧復興

### <事前に備えるべき目標>

- 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、上下水道、交通網、燃料等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

## 5. 起きてはならない最悪の事態・推進方針の概要

	最悪の事態	主な推進方針の概要
1	大規模地震による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	住宅・建築物の耐震化等、空き家対策、学校施設の耐震化
2	大規模津波等による多数の死傷者の発生	津波浸水想定の方策、津波避難体制の整備、河川管理施設・海岸保全施設の整備
3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による死傷者の発生	総合的な治水対策(浸水実績の多い河川等での重点整備、ハザードマップ作成等)
4	土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生	総合的な土砂災害対策(要配慮者利用施設周辺等での整備、警戒避難体制の整備等)、火山災害対策(白山火山防災計画の推進)
5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	市町の災害対応力の強化、住民等への情報伝達体制の強化、自主防災組織の強化
6	ライフライン(電気、情報通信、上下水道、燃料等)の長期間にわたる機能停止	上下水道施設の耐震化、電力・情報通信事業者との連携強化、石油等の燃料確保
7	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	緊急輸送道路の防災・減災対策、総合的な土砂災害対策(人家など保全対象への影響が大きい地区等での整備)
8	被災地における医療・福祉機能等の麻痺	災害医療体制の充実、病院・社会福祉施設の耐震化等、2次避難対策
9	陸・海・空の広域交流基盤が分断する事態	緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築、港湾の災害対応力の強化、空港の機能強化
10	地域交通ネットワークが分断する事態	緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築、鉄道の老朽化対策・存続支援
11	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	自動起動型信号機電源付加装置の整備・更新
12	消防、警察の被災等による救助・救急活動等の停滞	消防団の充実強化及び消防力の整備充実、災害救助体制の整備
13	県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	行政情報通信基盤の強化(防災行政無線(衛星系)の整備等)、総合的な土砂災害対策(防災拠点となる公共施設周辺での整備)
14	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	支援物資等の供給体制の充実・強化、非常用物資の備蓄、水道施設の耐震化
15	食料等の安定供給の停滞	農業水利施設の老朽化対策、流通拠点漁港の災害対応力の強化、食料の生産・流通等関係事業所の防災対策
16	サプライチェーンの寸断や風評被害等による経済活動の停滞	事業継続計画策定の支援、港湾の災害対応力の強化、風評被害防止対策
17	ため池、ダム、堤防、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	農業水利施設(排水機場・ため池)の整備及びハザードマップ作成、河川管理施設・海岸保全施設の整備
18	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	農地・農業水利施設等の保全管理、災害に強い森林づくり、農林業の担い手確保等
19	被災地における感染症等の大規模発生	感染症予防措置(手洗い・うがい等の啓発、予防接種促進等)、下水道施設の耐震化
20	有害化学物質の大規模拡散・流出	有害化学物質の漏えい等の防止対策(有害化学物質の適正管理、応急措置体制の構築指導)
21	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	緊急輸送道路の防災・減災対策、建設業界等との応急復旧体制の強化、地籍調査の実施
22	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	災害廃棄物対策(災害廃棄物処理計画の策定支援)
23	復旧・復興等を担う人材の絶対的不足	県民の災害対応力等向上(県民一斉防災訓練の実施等)、防災ボランティアの活動環境の整備、建設産業の担い手確保・育成

## 石川県強靱化計画の策定について

### 1 背景

平成 25 年 12 月 国土強靱化基本法 公布・施行

平成 26 年 6 月 同法に基づく国土強靱化基本計画 閣議決定

→国土強靱化基本法第 13 条

都道府県又は市町村は国土強靱化地域計画を定めることができる

→国土強靱化基本法第 14 条

国土強靱化地域計画は国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない

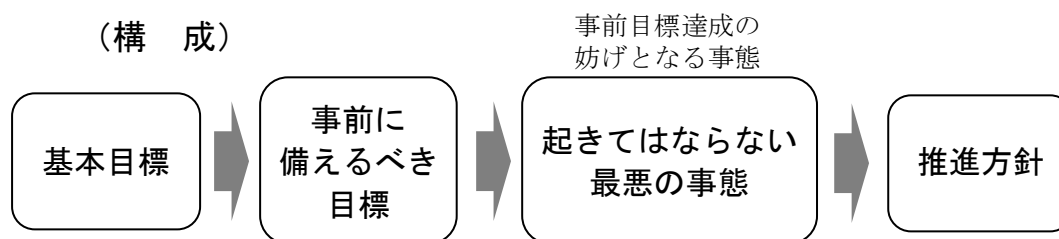
#### <国土強靱化基本計画の位置づけ・構成の概要>

位置づけ：国土強靱化に係る国の他の計画等の指針

計画期間：概ね 5 年間

対象災害：大規模な自然災害

(構成)



### 2 本県の取組み

平成 27 年 7 月 石川県強靱化計画策定に向けた庁内ワーキンググループ設置

10~12 月 石川県強靱化計画（素案）について、国や市町、消防、医療、福祉、電力、通信、交通、マスコミ等の関係機関、学識経験者への意見聴取

平成 28 年 2 月 石川県強靱化計画（原案）について、パブリックコメントを実施

3 月 石川県強靱化計画を策定